第

4500 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 6月 7日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## 今 絵画と減価償却

**Q**:当社ではこのたび、絵画を購入しました。この絵画は減価償却資産として償却していくのでしょうか?

A:時の経過に伴い価値が減価しないと認められる一定のものは、減価償却資産に該当せず償却をすることはしません。

## 【解説】

法人税では、書画骨董のようなもので、時の経過に伴い価値が減少しないものは、減価 償却資産に該当しないこととされています。

ただし、書画骨董といっても、複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは、時の経過に伴い価値が減少すると認められますので、減価償却資産として取り扱われます。

なお、減価償却資産に該当しない書画骨董とは、次のようなものをいいます。

ただし、書画骨董に該当するかどうかが明らかでない美術品等については、その取得価額が1点20万円(絵画にあっては、号2万円)未満であれば、減価償却資産として取り扱うことができることとしています。

- ①古美術品、古文書、出土品、遺物等のよう に歴史的価値又は希少価値を有し、代替性 のないもの
- ②美術関係の年鑑等に登載されている作者の 制作に係る書画、彫刻、工芸品等







